

## 川崎市 e ラーニングシステム運営要綱

平成 20 年 9 月 18 日  
20 川総シ企第 653 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市イントラネットシステム運営要領（平成 10 年 12 月 1 日付け川総シ企第 154 号）に定めるイントラネットシステム（以下「イントラネットシステム」という。）を利用して職員に研修を実施できる e ラーニングシステム（以下「本システム」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本システムの設置目的)

第 2 条 本システムは、本市職員が職務に必要な能力を高めるために行う学習を支援する目的で設置する。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) e ラーニング イン트라ネットシステムに接続されたパソコン上で、教材コンテンツにより行う研修をいう。
- (2) 教材コンテンツ e ラーニングを実施するために、本システムに格納されるソフトウェア又はファイルをいう。
- (3) 受講者 川崎市職員認証管理システム運営要綱（平成 16 年 3 月 29 日付け 15 川総シ管第 1093 号）第 4 条各号に定める職員のうち、e ラーニングを受講し又は受講しようとする者をいう。
- (4) 所属長 受講者の所属長で、受講者からの e ラーニングの受講申請に対する受講承認等を行うことができる者をいう。

なお、本システムにおける受講者と所属長（承認者）については、原則として別表のとおりとする。

- (5) 研修実施者 本システムで利用する教材コンテンツを作成又は用意し、e ラーニングを実施する者をいう。

(統括管理者の職務)

第 4 条 本システムの全体統括のため、統括管理者を置く。

2 統括管理者は総務企画局情報管理部 ICT 推進課長をもって充てる。

3 統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) システムの保守、運用管理及び障害対応に関すること。
- (2) 教材コンテンツの登録に関すること。
- (3) 受講者情報、組織情報の登録及び管理に関すること。
- (4) その他本システムの運用に必要な事項に関すること。

4 統括管理者は、本システムを円滑に運営するため、必要に応じて研修実施者に指導又は助言を行うことができる。

(研修実施者の職務)

第5条 研修実施者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 教材コンテンツの作成又は用意に関すること。
- (2) 受講者の決定及び受講に係る情報の適正な管理に関すること。
- (3) 教材コンテンツに係る受講者からの問い合わせ対応に関すること。
- (4) 受講者の受講状況の管理及びフォローに関すること。
- (5) その他eラーニングを実施するに当たり必要な事項に関すること。

(新規eラーニングの実施)

第6条 研修実施者がeラーニングを実施する場合は、「eラーニング実施申請書(第1号様式)」により統括管理者に申請を行う。

2 統括管理者は、前項の申請内容に基づき審査を行い、審査結果を「eラーニング実施通知書(第2号様式)」により申請者に通知する。

(eラーニングの受講方法)

第7条 受講者は、業務に支障を来さない範囲でeラーニングを受講することができる。

2 研修実施者は、eラーニングの受講の可否について、受講者があらかじめ申請し、所属長が受講承認を行う必要がある場合は、本システムの受講申請/承認機能を利用することができる。

3 研修実施者は、eラーニングの受講の可否について、受講者があらかじめ申請し、所属長が受講承認を行う必要がある場合は、本システムの受講申請/承認機能を利用することができる。

4 所属長は、受講者からeラーニングの受講について申請があり、受講に支障がないと認めるときは、本システムの機能を利用して受講承認を行うものとする。

5 受講者がeラーニングを受講開始するのに支障がある場合は、所属長は受講申請を承認しないことができる。

(運用時間)

第8条 本システムの運用時間は、24時間運用(夜間バックアップ処理時を除く。)とする。

(運用の停止)

第9条 前条の規定にかかわらず、統括管理者は、システム保守作業、障害復旧作業又はその他必要と認めるときは、本システムを停止することができる。

2 統括管理者は、前項において本システムを停止する場合は、事前に研修実施者に通知しなければならない。ただし、緊急に停止する必要がある場合は、停止後速やかに報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別 表)

受 講 者	所 属 長 (承認者)
職 員、係 長	課 長
課 長	部 長
部 長	局 長
局 長	局長自己承認

(第1号様式)

## eラーニング実施申請書

平成 年 月 日

eラーニングシステム統括管理者 様

課長

eラーニングシステムを利用した研修の実施について、川崎市eラーニングシステム運営要綱第6条第1項に基づき、次のとおり申請します。

研 修 名 (教材コンテンツ名)	
実 施 理 由	
教材コンテンツの ファイル形式	<input type="checkbox"/> パワーポイントファイル <input type="checkbox"/> html ファイル <input type="checkbox"/> SCORM1.2 教材 <input type="checkbox"/> その他 ( )
受 講 対 象 者	<input type="checkbox"/> 全職員 <input type="checkbox"/> 対象限定あり ( )
実 施 期 間	<input type="checkbox"/> 期間設定なし <input type="checkbox"/> 期間設定あり ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
連 絡 先	局 部 課 担 当 者 電 話 - 内線

(第2号様式)

## eラーニング実施通知書

平成 年 月 日

様

eラーニングシステム統括管理者

eラーニングシステムを利用した次の研修の実施について、川崎市eラーニングシステム運営要綱第6条第2項に基づき審査した結果を通知します。

<b>研 修 名</b> (教材コンテンツ名)	
<b>審 査 結 果</b>	<input type="checkbox"/> eラーニングシステムへの登録を承認します。 <input type="checkbox"/> eラーニングシステムへの登録はできません。 <input type="checkbox"/> eラーニングシステムへの登録を保留します。
<b>審査結果の理由</b> (登録不可及び保留の場合)	
<b>備 考</b>	